

**苫前町
障がい者計画・
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画**

いつまでも安心して暮らせる共生のまち とままえ

**令和6年3月
苫前町**

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の期間	3
第3節 計画の策定体制	4
第4節 計画の進行管理	4
第5節 法制度の流れ	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
第1節 障がい者数の状況	6
第2節 苫前町や近隣の障がい者関連施設の状況	7
第2編 障がい者計画	9
第1章 計画の基本的方向	11
第1節 基本理念	11
第2節 施策体系	12
第2章 基本施策の方向	13
第1節 障がい者理解の促進	13
第2節 権利擁護支援の推進	14
第3節 相談支援の推進	15
第4節 一貫した療育・教育の推進	16
第5節 多様な就労の促進	17
第6節 社会参加の促進	18
第7節 地域生活支援の充実	19
第8節 安心・安全な暮らしの確保	20
第9節 地域共生社会づくりの推進	21
第3編 第7期障がい福祉計画	23
第1章 基本目標	25
第2章 成果目標	26

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	30
第1節 障がい福祉計画のサービスメニュー	30
第2節 自立支援給付の見込み	31
第3節 地域生活支援事業の見込み	42
第4編 第3期障がい児福祉計画	49
第1章 基本目標	51
第2章 成果目標	51
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	55
第1節 障がい児福祉計画のサービスメニュー	55
第2節 障がい児通所支援の見込み	55
第3節 障がい児相談支援の見込み	57

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されています。

このため、本町では、「障がい者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）、障がい児福祉サービスと位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、本町では、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

「苫前町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

※「障がい」の表記について：障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるという意見があるため、法令用語や固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

第2節 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	→					
障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画			改定	→		

第3節 計画の策定体制

1 苫前町自立支援協議会での協議

計画の策定にあたっては、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者で構成される「苫前町自立支援協議会」において、計画案について協議しました。

2 関係団体・事業所の実態把握

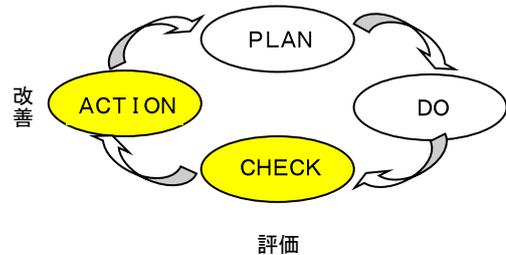
関係団体・事業所にヒアリング調査を実施し、現状や課題の把握に努めました。

第4節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、保健福祉課が中心となり、関係各課と随時連携を図りながら、計画（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）の「PDCAサイクル」により、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

また、「苫前町自立支援協議会」などを活用し、相談支援、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を中心に幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

PDCAサイクルによる進行管理



第5節 法制度の流れ

わが国の障がい者関連法制度は、平成5年の障害者基本法を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、市町村は、この法律に基づき、障がい者計画を策定することとなりました。

平成17年には障害者自立支援法が制定され、福祉サービスについて、障がい福祉計画を策定することとなりました。障害者自立支援法は平成25年に障害者総合支援法に移行しています。また、平成28年から、市町村は障がい児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、近年は、障害者権利条約の批准をめぐって、障がい者支援のグローバル水準を満たすよう、障害者差別解消法をはじめとする法制度整備が進むとともに、「地域共生社会づくり」におけた制度改正が進んでいます。

法制度等の流れ

時期	項目	備考
平成5年(1993)	障害者基本法制定 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向。市町村は障がい者計画を策定
平成7年(1995)	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障がい者を障がい者と位置づけ、福祉の対象に
平成12年(2000)	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への移行・自立支援をめざす福祉を規定。支援費制度(平成15~18年度)の根拠にも
平成16年(2004)	発達障害者支援法制定	発達障がいをはじめて定義し、支援の対象に
平成17年(2005)	障害者自立支援法制定	3障がい共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進をめざし、国がサービスを義務的給付化。市町村は障がい福祉計画を策定
平成19年(2007)	障害者権利条約に日本署名	以降、「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年(2012)	障がい児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者虐待防止法が施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年(2013)	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法など、関連法を整備
	障害者優先調達推進法が施行	障がい者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成28年(2016)	障害者差別解消法施行	障害者権利条約批准を受けた国内法整備
	障害者総合支援法・児童福祉法が一部改正	障がい児支援の一層の強化をめざす。市町村は障がい児福祉計画を策定
	改正発達障害者支援法が施行	発達障害者への一層の支援の強化をめざす
平成30年(2018)	障害者総合支援法・児童福祉法が一部改正	自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援サービスの新設など
	改正社会福祉法が施行	高齢、障がいなど分野にとらわれない「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進
	障害者文化芸術活動推進法の施行	障がい者による文化芸術活動を推進
令和2年(2020)	地域共生社会実現のため社会福祉法等の一部を改正	地域共生社会におけ包括的な相談支援などを推進
令和3年(2021)	医療的ケア児支援法が施行	医療的ケア児者支援の強化
令和6年(2024)	改正障害者差別解消法が施行	事業者による合理的配慮の提供が義務化
	障害者総合支援法・児童福祉法が一部改正	地域生活の支援体制の充実、児童発達支援センターの役割・機能の強化など

第2章 障がい者を取り巻く状況

第1節 障がい者数の状況

令和5年現在、本町の身体障害者手帳所持者数は190人、療育手帳所持者数（知的障がい者）は37人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は9人です。

身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数と、精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばい傾向で推移しています。

身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	0	1	1	1	1	1
18～64歳	40	39	37	34	32	28
65歳以上	192	188	186	173	160	161
計	232	228	224	208	193	190

療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	2	2	2	5	4	7
18歳以上	31	32	32	30	30	30
計	33	34	34	35	34	37

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18歳以上	8	8	9	10	7	9
計	8	8	9	10	7	9

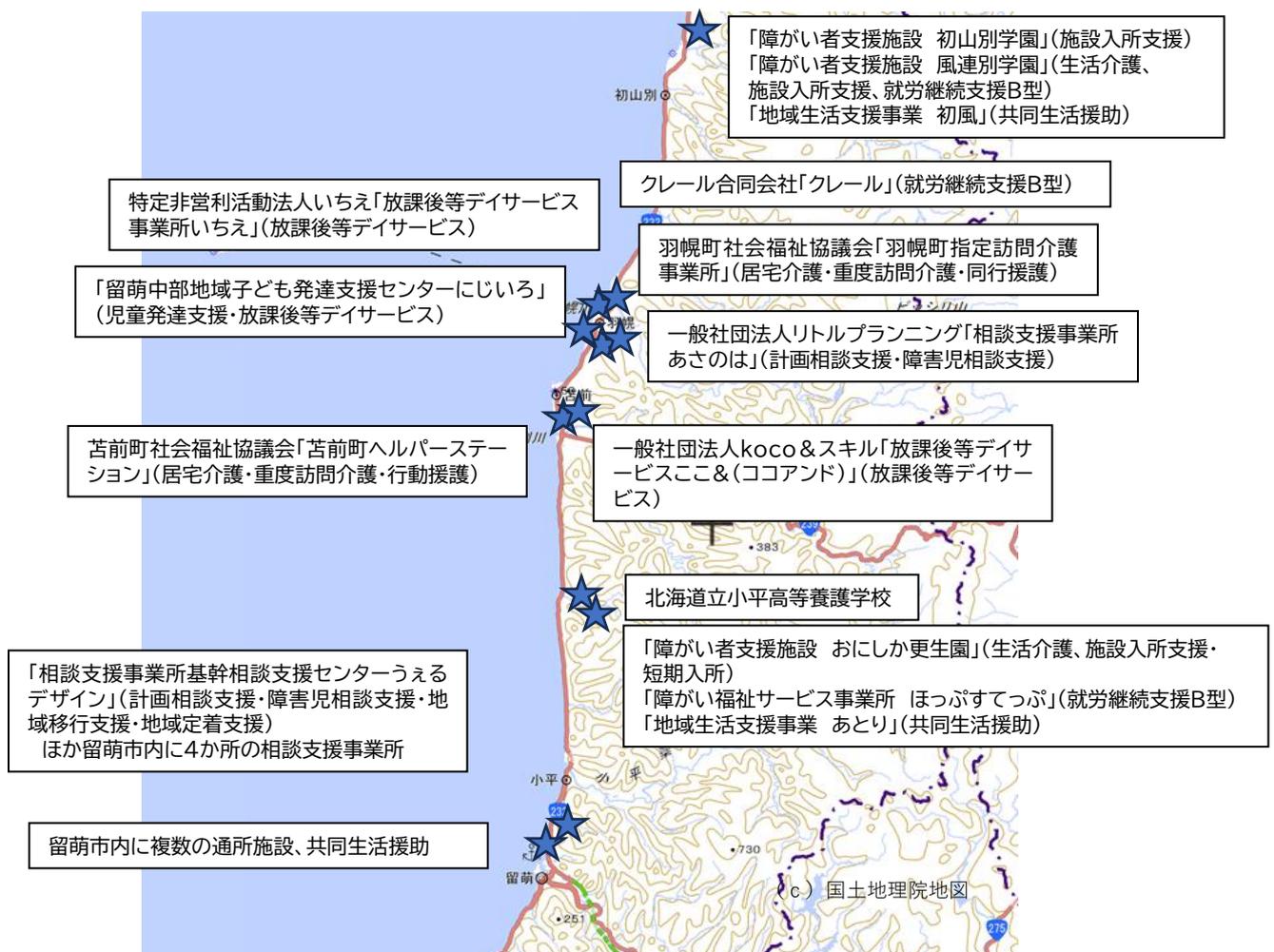
第2節 苫前町や近隣の障がい者関連施設の状況

障がい者関連施設は、町内には、苫前町社会福祉協議会が運営する「苫前町ヘルパーステーション」と、民間の「放課後等デイサービスここ&（ココアンド）」があります。入所施設は、小平町の「おにしか更生園」や初山別村の「初山別学園・風連別学園」があり、同じ運営法人が共同生活援助（グループホーム）を整備し、入所者の地域移行も進められています。就労継続支援B型事業所「ほっぷすてっぷ」には、苫前町からも利用されています。

また、羽幌町には、就労継続支援B型事業所の「クレール」や、「留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろ」、「放課後等デイサービス事業所いちえ」、「相談支援事業所あさのは」などがあり、苫前町からも利用されています。このうち、「留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろ」は羽幌町所在の施設ですが、苫前町、初山別村からも負担金を拠出しており、3町村の共同利用施設となっています。

養護学校（特別支援学校）は、近隣に小平高等養護学校がありますが、中等部までは、入寮し、鷹栖町の鷹栖養護学校など遠方の学校に通学しています。

苫前町や近隣の障がい者関連施設



第2編 障がい者計画

第1章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

基本理念

いつまでも安心して暮らせる共生のまち とままえ

障がいのある人が基本的人権を有するひとりの人間として尊重されるという当然の理念を社会に根づかせるためには、住民や行政が、障がいのある人の「活動」や「参加」を促進するよう、たゆまぬ努力が求められています。

また、障がいがあるということを人間の多様な姿の一つとして捉え、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合うといった「多様性」を尊重する社会の重要性が指摘されています。

人権侵害や差別は、障がいのある人がひとりの人間として当たり前生きていくことを阻む、最大の障壁となるものであり、障がいに対する理解を深める活動の継続や障がいのある人の社会参加を一層促進することが、こうした障壁を取り除く手立てとなることを認識する必要があります。

住民は、誰もが互いの個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するために、障がいのある人との共生を含めた地域づくりの構築に努める必要があり、地域におけるボランティア活動などを積極的に支援し、協働による福祉社会の発展を目指すことが求められています。

このように、障がいのある人への理解と人権の尊重を基調に置きながら、誰もが、互いの個性を尊重し、支え合える共生の社会を目指し『いつまでも安心して暮らせる共生のまち とままえ』を基本理念とします。

第2節 施策体系

施策の体系は以下のとおりです。

施策の体系

基本理念	基本施策	主要施策
いつまでも安心して暮らせる共生のまち とままえ	1 障がい者理解の促進	①「合理的配慮」の推進 ②啓発・交流事業の推進
	2 権利擁護支援の推進	①権利擁護支援の推進 ②意思疎通支援の推進
	3 相談支援の推進	①きめ細かな相談支援の推進
	4 一貫した療育・教育の推進	①療育・発達支援の推進 ②特別支援教育の推進
	5 多様な就労の促進	①一般就労の促進 ②福祉的就労の促進
	6 社会参加の促進	①外出しやすい環境づくり ②多様な日中活動の促進
	7 地域生活支援の充実	①生活支援サービスの充実 ②福祉人材確保の支援
	8 安心・安全な暮らしの確保	①地域安全ネットワークづくり ②住み続けられる住環境づくり
	9 地域共生社会づくりの推進	①地域による見守り活動の充実

第2章 基本施策の方向

第1節 障がい者理解の促進

【施策をとりまく状況】

◆平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されました。「合理的配慮の提供」は、行政機関においては義務、民間事業者においては努力義務とされてきましたが、令和6年4月から民間事業者でも義務化されます。「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を住民にわかりやすく啓発し、障がいを理由とする差別のない地域づくりを一層進めることが求められます。

【主要施策】

1 「合理的配慮」の推進

事業所、行政のあらゆる活動において、「不当な差別的取扱い」の解消を図るとともに、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く「合理的配慮」を進めます。

「合理的配慮」の具体例（内閣府ホームページから）



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する

2 啓発・交流事業の推進

障がい者福祉のことを町民がより深く理解できるよう、広報紙やホームページ、掲示物など、幅広い媒体の活用努めるとともに、地域生活支援事業の「理解促進研修・啓発事業」や「自発的活動支援事業」などを活用しながら、障がいのある人もない人も共にふれあう啓発・交流事業を推進します。

第2節 権利擁護支援の推進

【施策をとりまく状況】

- ◆障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利擁護を進める必要があります。
- ◆視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。地域生活支援事業の「情報・意思疎通支援用具の給付」や「意思疎通支援事業」など、コミュニケーション支援制度については、近年、利用実績がありませんが、障がい者や介助者の高齢化が進む中、これらの制度の活用も含め、コミュニケーション手段の確保を図っていく必要があります。

【主要施策】

1 権利擁護支援の推進

福祉サービスの利用、財産管理などに関する権利を擁護するため、「意思決定支援」に努めながら、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用を促進するとともに、人権侵害などに対して、障がい者虐待防止ネットワークの強化に努めます。

2 意思疎通支援の推進

在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベントなどでの手話通訳者・ボランティア等の活用を促進します。

また、緊急時のコミュニケーション手段について、障がい特性に応じたきめ細かな支援を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の教訓を受け、障がい者やその家族がウェブカメラによるビデオ通話により、リモート・コミュニケーションが行えるよう、必要な支援を検討していきます。

第3節 相談支援の推進

【施策をとりまく状況】

- ◆本町や近隣には、相談支援専門員による障がい者への専門的な相談機関として、「相談支援事業所あさのは」があるほか、留萌市にある「基幹相談支援センターうえるデザイン」が基幹相談支援センター業務を行っています。
- ◆また、第一義的な相談窓口として、役場保健福祉課や町社会福祉協議会があるほか、広域には北海道留萌振興局、ハローワーク留萌など、各分野の専門相談機関があります。
- ◆こうした多職種・多機関が協働で、適切な相談支援を行っていく必要があります。

【主要施策】

I きめ細かな相談支援の推進

障がい者や家族、介助者等が、悩みや生活課題を気軽に相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けられるよう、また、潜在的な福祉ニーズの発見につながるよう、関係機関が連携し、きめ細かな相談支援を進めます。

基幹相談支援センターの役割

区 分	内 容
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取り組み（連携会議の開催等）
(3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネーター
(4) 権利擁護・虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・障がい者等に対する虐待を防止するための取り組み

第4節 一貫した療育・教育の推進

【施策をとりまく状況】

- ◆乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、コミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。本町では、母子保健事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めています。
- ◆発育・発達上の課題や障がいなどの心配がある方に対する療育関係施設は、町内や近隣の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所などが利用されており、こうした関係機関との連携を一層深めていくことが求められます。
- ◆各小中学校や認定こども園、放課後児童クラブでは、障がいや自閉症など発達上の課題のある児童・生徒を可能な限り受け入れ、一人ひとりに対する「個別の支援計画」を作成し、関係者によるチーム教育・チーム保育のもと、子どもたち一人ひとりの心身の状況にきめ細かく対応する「特別支援教育」「障がい児保育」を推進しています。今後も、教職員、保育士、指導員等の障がい児支援に関する知識・技術の一層の向上に努めることが求められます。

【主要施策】

1 療育・発達支援の推進

疾病や障がいの予防・早期発見を図るため、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。

発育・発達上の課題や障がいなどの心配がある方については、児童発達支援・放課後等デイサービスなど、各種療育施設・事業の利用を促進していきます。

2 特別支援教育の推進

各学校において、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。

第5節 多様な就労の促進

【施策をとりまく状況】

- ◆障がい者雇用を促進する制度には、障害者総合支援法による「就労移行支援」等のほか、雇用前の「職場適応訓練」（訓練を事業主（職親）に委託）や、試行雇用期間の「トライアル雇用」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、正式雇用後の法定雇用率制度や「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあり、ハローワーク等と連携を図りながら、こうした制度を活用していくことが求められます。
- ◆町では、令和2年度に「苫前町障害者活躍推進計画」を策定し、役場における適正な障がい者雇用や、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進に努めています。
- ◆「福祉的就労」の場は、町内にはなく、小平町や羽幌町の就労継続支援B型事業所などに通所している状況です。

【主要施策】

1 一般就労の促進

北海道やハローワークなどと連携し、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者には障がい者雇用への積極的な協力を要請していきます。

障がい者が就業している事業所に対しては、障がい特性にあわせた仕事内容、作業方法の開発や、働きやすい施設・設備づくりなど、受け入れ体制の向上を促進していきます。

さらに、役場自身が法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

2 福祉的就労の促進

障がい者の自立と社会参加のためには、一般就労と同様に、作業・訓練など、福祉的就労が重要です。

町外の通所施設については、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、物品等の優先調達など、関係市町村とともに支援に努めていきます。

第6節 社会参加の促進

【施策をとりまく状況】

- ◆障がい者が地域の学習・スポーツ・文化芸術活動に参加することは、障がい者自身の生活の質(QOL)の向上や自己実現につながるだけでなく、町民どうしの交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。今後も、町の生涯学習事業やイベントなどに、障がい者が気軽に参加できる環境づくりに努める必要があります。
- ◆本町の障がい者の日中活動の場として、「おにしか更生園」に隣接する就労継続支援B型事業所「ほっぷすてっぷ」や、羽幌町内の就労継続支援B型事業所「クレール」があります。こうした事業所が安定して運営できるよう、可能な支援を行っていくことが望まれます。
- ◆障がい者の外出支援策については、既存の障がい福祉サービスとして、居宅介護の「通院等乗降介助」、行動援護、同行援護や、町内及び北海道立羽幌病院に低廉な運賃で移動できる「にこにこタクシー事業」があるほか、町社会福祉協議会の独自事業である「福祉有償運送事業」、「福祉車両貸出事業」、「車椅子貸出事業」があります。社会参加のためには交通手段の確保が重要であり、今後も、必要な支援を充実していくことが望まれます。

【主要施策】

1 外出しやすい環境づくり

既存の外出支援サービスの活用を促進するとともに、有償ボランティアによる移送サービスの創設や、通所にかかる交通費の補助、公共空間のバリアフリー化など、外出しやすい環境づくりにおけた幅広い取り組みを検討していきます。

2 多様な日中活動の促進

生涯学習事業やイベントの推進にあたっては、障がい者が気軽に参加しやすいしくみづくりに努めます。

町外の通所施設については、事業所が安定して運営できるよう、関係市町村とともに、支援に努めていきます。

また、町内での障がい者の日中活動の場の設置におけた検討を進めていきます。

第7節 地域生活支援の充実

【施策をとりまく状況】

- ◆ホームヘルプサービス（居宅介護等）など、生活支援サービスは、障がい者本人の生活の質(QOL)を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減につながります。今後も、障がい者や家族が安心して在宅生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービスの充実を図っていくことが求められます。

【主要施策】

1 生活支援サービスの充実

障害者総合支援法に基づき、ホームヘルプサービス（居宅介護等）等の円滑な提供を図ります。

障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・道の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

また、圏域で連携し、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児（者）の地域生活支援を推進する観点から、相談、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点等」の確保に努めます。

2 福祉人材確保の支援

全国的に、福祉人材確保が課題となっており、資格取得等への支援や、外国人技能実習生の受け入れ体制づくりなど、必要な支援を検討していきます。

第8節 安心・安全な暮らしの確保

【施策をとりまく状況】

- ◆暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。
- ◆また、一般住宅だけでなく、障がい者の親の高齢化が進む中、親亡き後も安心して地域で生活できるグループホームなど、多様な住まいに関するニーズが高まっています。障害者総合支援法により、入所・入院からの地域生活への移行が進められており、その促進を図るとともに、町内への居住の場の確保に向けて取り組みを進めていくことが求められます。
- ◆災害発生直後の情報の伝達から、救命・救助、さらには避難所での生活に至るまで、災害時要配慮者の個別支援体制を強化していくことが求められます。
- ◆犯罪の多様化、巧妙化が進む中で、地域ぐるみで防犯対策を強化していくことが求められます。

【主要施策】

1 地域安全ネットワークづくり

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

防災については、避難行動要支援者の名簿登録と障がい特性に応じた個別避難計画の策定、福祉避難所の運営体制の充実などに努めます。

防犯については、障がい者が犯罪や悪質商法等の被害にあわないよう、警察署をはじめ、町内の関係機関とともに地域防犯活動を進めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の教訓を受けて、感染防止対策や蔓延時対策を進めます。

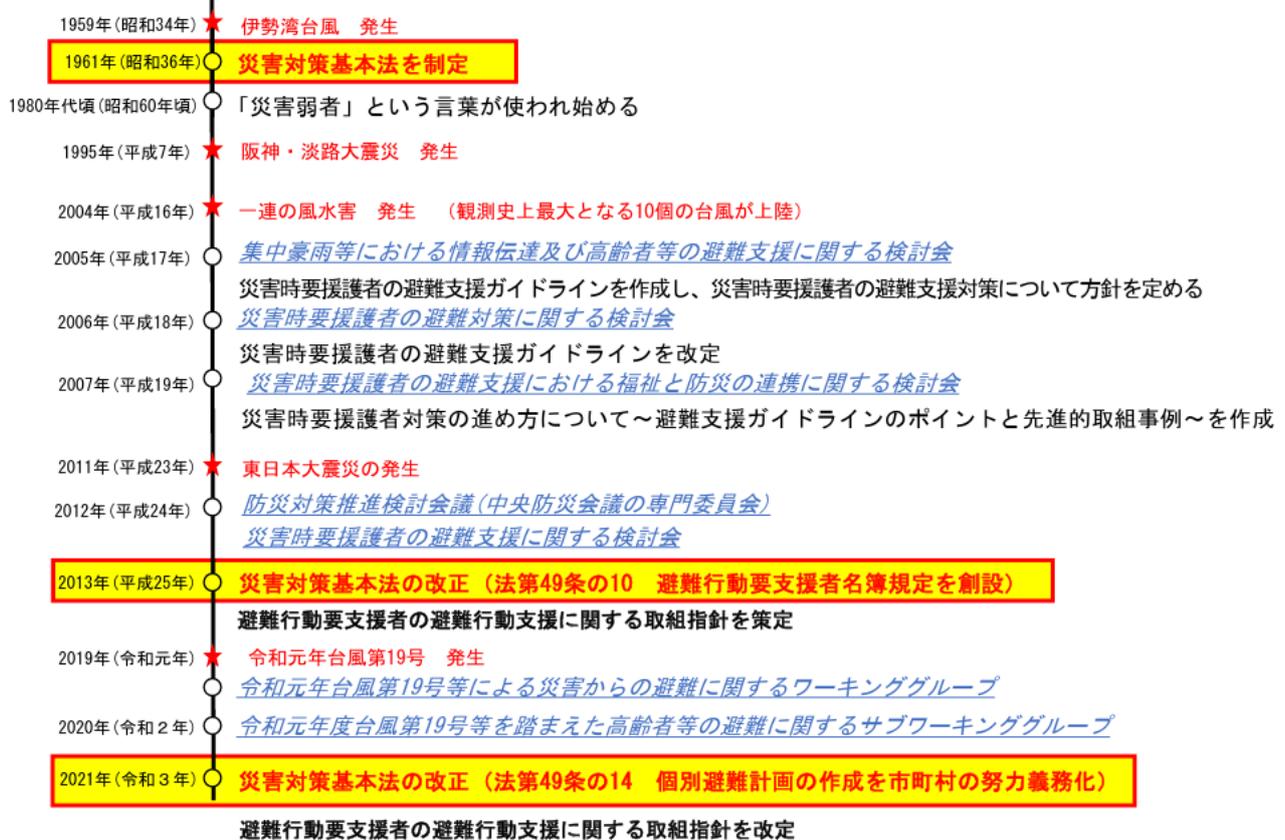
2 住み続けられる住環境づくり

住み続けられる住環境づくりに向けて、地域生活支援事業の「住宅改修費支給」や町住宅リフォーム促進助成事業の周知を図り、利用を促進していきます。また、物件の確保におけた調整等を行う地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」の実施を検討していきます。

さらに、各事業所と連携を図りながら、入所者・入院者の在宅生活への移行を促進するとともに、町内でのグループホームなどの設置に向けて、望まれる施設の形態や運営のあり方、人員体制などを検討していきます。

個別避難計画の作成の市町村努力義務化までの流れ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



第9節 地域共生社会づくりの推進

【施策をとりまく状況】

- ◆平成30年4月(一部令和3年4月)に改正社会福祉法が施行され、特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、我が事として地域づくりに参加し、互いに協力しながら、安心して暮らしていける「地域共生社会づくり」の取り組みを進めることが求められています。
- ◆本町では、隣近所の住民どうしの助けあいやつながりなどの地縁的な関係が比較的残っていますが、人口減少や少子高齢化の中で、地域組織の役員等のなり手不足も顕在化しており、長期的な視野のもと、住民一人ひとりが無理なく継続して地域活動に参加し、支えあいを担っていけるようなしくみの構築を進めることが求められます。

【主要施策】

1 地域による見守り活動の充実

町内会などの地域団体やJA、漁協、商工会などの産業団体、町社会福祉協議会、民生・児童委員などと連携しながら、重層的支援体制整備事業など「地域共生社会づくり」におけた取り組みを進め、地域全体で、障がい者など、生活支援が必要な人を支えるネットワークづくりを進めます。

国の「地域共生社会づくり」のイメージ図



第3編 第7期障がい福祉計画

第1章 基本目標

障がい福祉計画においては、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていきける環境づくりを進めます。

また、判断能力が不十分、判断するための社会的体験が不十分、周囲の偏見などによって、決定の表出を抑えるなど、自己決定が困難な場合においても、支援者や環境との相互作用の中で、意思決定の支援を図ります。

2 適切なケアマネジメントによるきめ細かなサービスの提供

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントに基づき、適切なケアマネジメントを行い、町内または近隣市町村の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないきめ細かなサービス提供を進めます。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第2章 成果目標

第7期計画の計画終了年度である令和8年度（2026年度）に向けて以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

〔第6期計画の推進状況〕

令和元年度末を基点に令和5年度末に施設入所者数1人の減少を目標としましたが、未達成です。

〔第7期計画の目標〕

国は、「施設入所者数を令和4年度末から5%以上削減すること」と、「令和4年度末に入所している障がい者の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。本町では、「入所者数の削減目標」、「入所から地域生活に移行する人数の目標」をそれぞれ1人と設定します。

●「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標
令和元年度末時点の入所者数実績値	9人
令和4年度末時点の入所者数実績値	10人
令和8年度末時点の入所者数目標値	9人
入所者数の削減目標	1人(10%)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	1人(10%)

2 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の目標

〔第6期計画の推進状況〕

精神病床の長期入院者の退院を促進する成果目標ですが、第6期計画では、対象者がいませんでした。

〔第7期計画の目標〕

第7期計画においても、対象者がいないものと見込みます。

3 「地域生活支援」の目標

〔第6期計画の推進状況〕

「地域生活支援」について、国では、「地域生活支援拠点等」の整備に関する目標を掲げています。

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児（者）の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

第6期計画では、自立支援協議会等で検討し、整備をめざすこととしていましたが、未達成です。

国による「地域生活支援拠点等」の説明図



〔第7期計画の目標〕

近隣市町村と連携し、地域において機能を分担する「面的整備」によって、圏域で1か所整備することを目標に掲げます。

なお、その機能の充実のため、「コーディネーターの配置」、「地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置」、「支援ネットワーク

などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築」、「地域生活支援拠点等の充実に向けた検証・検討の年1回以上開催」も目標とします。

また、「地域生活支援」について、国では、第7期計画において、「令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること」を新たに成果指標として掲げています。

本町においても、圏域で、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

4 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

〔第6期計画の推進状況〕

「福祉施設から一般就労への移行」については、「就労移行支援事業等を活用して令和5年度に福祉施設から一般就労に1人移行」するなどの目標を掲げていましたが、未達成です。

〔第7期計画の目標〕

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は「令和8年度末における就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数が令和3年度の1.31倍以上になること」を目標としており、本町では、令和8年度末における一般就労移行者1人を目標に掲げます。

なお、国の目標は、就労継続支援A型を通じた令和8年度末における年間一般就労移行者数が令和3年度の1.29倍以上、就労継続支援B型を通じた令和8年度末における年間一般就労移行者数が令和3年度の1.28倍以上という目標もあります。

● 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標
令和3年度の就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数	0人
令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数の第6期計画目標値	1人
令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数の実績値	0人
令和8年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数の第7期計画目標値	1人

5 「一般就労後の定着支援」の目標

〔第6期計画の推進状況〕

「一般就労後の定着支援」については、第6期計画では「一般就労移行者の7割が就労定着支援事業を利用すること」という目標を掲げましたが、就労定着支援事

業の利用はありませんでした。

〔第7期計画の目標〕

「一般就労後の定着支援」について、国は「就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする」、「就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする」という目標を掲げています。

本町では、就労定着支援事業の利用はこれまでのところありませんが、利用を促進していきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

〔第6期計画の推進状況〕

「相談支援体制の充実・強化等」については、基幹相談支援センターを委託にて設置しており、「令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること」という目標を達成しています。

〔第7期計画の目標〕

「相談支援体制の充実・強化等」について、国は、第7期計画において、基幹相談支援センターの設置に加え、「協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保すること」という目標に掲げており、圏域市町村で連携しながら、協議会の適切な運営に努めます。

● 「相談支援体制の充実・強化等」の数値目標

項目	単位	令和4年度 (2022) 実績値	令和8年度 (2026) 目標値
総合的、専門的な相談支援の実施の有無	有無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	1
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	件	0	1

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい福祉計画のサービスメニュー

障害者総合支援法に基づき、以下のサービスを提供します。

■障がい福祉計画のサービスメニュー

	障がいの種類				
	身体	知的	精神・発達	障がい児	難病
1 自立支援給付					
(1) 訪問系サービス					
①居宅介護	○	○	○	○	○
②重度訪問介護	○			○	○
③行動援護		○	○	○	
④同行援護	○			○	
⑤重度障がい者等包括支援	○	○		○	
(2) 日中活動系サービス					
①生活介護	○	○	○		○
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○	○	○		○
③就労移行支援・就労継続支援	○	○	○		○
④就労定着支援	○	○	○		○
⑤就労選択支援	○	○	○	○	○
⑥療養介護	○	○	○		○
⑦短期入所	○	○	○	○	○
(3) 居住系サービス					
①共同生活援助（グループホーム）	○	○	○		○
②施設入所支援	○	○	○		○
③自立生活援助	○	○	○		○
(4) 指定相談支援					
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○	○	○		○
(5) その他の自立支援事業					
①自立支援医療	○		○	○	
②補装具費の支給	○			○	○
2 地域生活支援事業					
①理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業	○	○	○	○	○
③相談支援事業	○	○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業		○	○		
⑤成年後見制度法人後見支援事業		○	○		
⑥意思疎通支援事業	○			○	○
⑦日常生活用具給付等事業	○	○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業	○				
⑨移動支援事業	○	○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業	○	○	○		○

第2節 自立支援給付の見込み

1 訪問系サービス

【サービスの内容】

訪問系サービスとして、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を提供します。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排泄・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(障害支援区分4以上)	自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障がいの状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護(身体介護や代読、代筆など)を行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となる。 「①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者」 「②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

【見込みおよび取り組みの方向】

- 訪問系サービスの見込みは以下の表のとおりです。
- 利用ニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、ホームヘルパーの育成といったサービス基盤の充実に取り組みます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
4サービス合計	利用者数(人)	5	5	2	2	1	1	1
	利用時間数 (時間/月)	50	50	25	25	5	5	5
居宅介護	利用者数(人)	/	/	2	2	1	1	1
	利用時間数 (時間/月)			25	25	5	5	5
重度訪問介護	利用者数(人)			0	0	0	0	0
	利用時間数 (時間/月)			0	0	0	0	0
行動援護	利用者数(人)			0	0	0	0	0
	利用時間数 (時間/月)			0	0	0	0	0
同行援護	利用者数(人)			0	0	0	0	0
	利用時間数 (時間/月)			0	0	0	0	0

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする障がい者を対象とする通所サービスです。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 生活介護の見込みは以下の表のとおりです。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	11	11	11	11	10	10	10
利用量(人日/月)	277	277	252	249	254	254	254

(2) 自立訓練

【サービスの内容】

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に地域生活への移行を図る上で必要なリハビリテーションを行います。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
機能訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業生で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。 [利用期間] 18か月以内
生活訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ③ 宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。 [利用期間] 24か月以内(長期入所者の場合は36か月以内)

【見込みおよび取り組みの方向】

- 本町では、第7期計画期間内の利用は見込みませんが、生活能力を高めるサービスとして、利用を促進していきます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

(3) 就労移行支援・就労継続支援

【サービスの内容】

訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」があります。

「就労継続支援A型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」は雇用契約に基づかないサービスです。

また、「就労移行支援」は終期を24か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う(利用期間24か月以内)
就労継続支援(A型＝雇用型)	① 就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援(B型＝非雇用型)	① 企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方 ③ 50歳に達している方 ④ アセスメントの結果、企業等の雇用や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない) ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

【見込みおよび取り組みの方向】

- 就労移行支援・就労継続支援のサービスの見込みは以下の表のとおりです。
- 各事業所や道、ハローワークなどと連携しながら、当該サービスの実施を促進していきます。町自らが、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度(2021)計画値	4年度(2022)計画値	3年度(2021)実績値	4年度(2022)実績値	6年度(2024)計画値	7年度(2025)計画値	8年度(2026)計画値
就労移行支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	8	8	9	9	9	9	9
	利用量(人日/月)	184	184	193	193	207	207	207

(4) 就労定着支援

【サービスの内容】

就労定着支援は、一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着に繋がらないといった課題に対応するため、企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 本町では、第7期計画期間内の利用は見込みませんが、就労に伴う生活面での様々な課題を軽減するサービスとして、利用を促進していきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

(5) 就労選択支援

【サービスの内容】

就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 本町では、第7期計画期間内の利用は見込みませんが、障がい者の就労を定着させるサービスとして、利用を促進していきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第7期計画		
	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	0	0
利用量(人日/月)	0	0	0

(6) 療養介護

【サービスの内容】

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

【見込みおよび取り組みの方向】

- 療養介護の見込みは以下の表のとおりです。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	1	1	1	1	1	1	1

(7) 短期入所

【サービスの内容】

短期入所（ショートステイ）は、一時的に障がい者支援施設などに入所するサービスです。一般的な「福祉型」のほかに、常時医療的ケアが必要な方への「医療型」があります。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
短期入所	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 短期入所の見込みは以下の表のとおりです。
- 現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。
- 重症心身障がい児（者）など、常時医療的ケアが必要な方に対しては、医療機関などでの医療型短期入所の受け入れ先の確保に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	2	2	0	0	2	2	2
	利用量(人日/月)	12	12	0	0	12	12	12
短期入所(医療型)	利用者数(人)	1	1	1	0	1	1	1
	利用量(人日/月)	15	15	5	0	20	20	20

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

「共同生活援助(グループホーム)」は、障がい者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場です。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
共同生活援助(グループホーム)	身体障がい者(65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)、知的障がい者、精神障がい者	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う

【見込みおよび取り組みの方向】

- 共同生活援助の見込みは以下の表のとおりです。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上などに努めます。
- 障がい者や家族の意向を踏まえながら、生まれ育った地域での暮らしを継続できるように、町内でのグループホームの設置に向け、検討を進めていきます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
共同生活援助	利用者数(人)	8	8	8	8	7	7	7
うち日中サービス 支援型	利用者数(人)	/		8	8	7	7	7
うち精神障がい者 における共同生活 援助	利用者数(人)			0	0	0	0	0

(2) 施設入所支援

【サービスの内容】

障がい者の入所施設は、長らく、身体障がい者入所療護施設、知的障がい者入所更生施設、精神障がい者入所授産施設など、障がい種別や目的により細かく分類されていましたが、障害者自立支援法の施行により、平成18年度から、障がい種別による区分がなくなるとともに、住まい(夜間)のサービスである「施設入所支援」と、日中活動とに分かれました。日中活動は、主に「生活介護」や「就労継続支援B」などのサービスを利用します。「施設入所支援」のサービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【見込みおよび取り組みの方向】

- 施設入所支援の見込みは以下の表のとおりです。
- 利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、施設入所支援利用者の地域生活移行の促進に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	9	9	9	10	9	9	9

(3) 自立生活援助

【サービスの内容】

「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 本町では、第7期計画期間内の利用は見込みませんが、利用希望があった際に、円滑な利用が可能となるよう、サービスの提供を働きかけていきます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

4 指定相談支援

【サービスの内容】

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画を作成する「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障がい者から24時間対応で緊急的な相談を受ける「地域定着支援」がメニュー化されています。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する(利用を希望する)障がい者	・相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成 ・基本相談支援(通常の相談)
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障がい者等	24時間体制の緊急時の相談支援等

【見込みおよび取り組みの方向】

- 指定相談支援の見込みは以下の表のとおりです。
- 相談支援専門員の育成等を促進し、利用者への支援の充実を図っていきます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
計画相談支援	実利用者数(人)	25	25	23	23	23	23	23
地域移行支援	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

5 その他の自立支援給付

(1) 自立支援医療

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給」、「育成医療」は「18歳未満の身体障がい児の手術など(斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など)のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がいなど心の病気による通院医療費の支給」です。

サービスの周知と障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っています。

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3節 地域生活支援事業の見込み

1 理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

市町村が、地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 障がい者に対する理解を深めるため、必要に応じてこの事業の活用を検討していきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

2 自発的活動支援事業

【サービスの内容】

障がい者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート（互いの悩みを共有する交流）、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 自発的な活動を促進するため、必要に応じてこの事業の活用を検討していきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

3 相談支援事業

【サービスの内容】

相談支援事業については、自立支援給付の「指定相談支援」と、地域生活支援事業の「相談支援事業」があり、「相談支援事業」には、以下の4つのメニューがあります。基幹相談支援センターは、留萌市にある「基幹相談支援センターうえるデザイン」に管内各市町村が委託して設置しています。

●事業内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行う
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、自ら、障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する事業
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あわせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障がい者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業

【見込みおよび取り組みの方向】

- 相談支援事業の見込みは以下の表のとおりです。
- 各相談機関の連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
障害者相談支援事業	設置箇所	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	無	無	有	有	有

4 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用支援事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用または利用しようとする知的障がい者または精神障がい者	成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業

【見込みおよび取り組みの方向】

- 成年後見制度利用支援事業の見込みは以下の表のとおりです。障がい者の高齢化が進む中、この事業を活用しながら、成年後見による障がい者の権利擁護を図っていきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	1	1	0	0	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、「市民後見人」の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成において、広域の関係機関とともに、取り組んでいきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施の有無	無	無	無	無	無	無	有

6 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳士（者）、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員等を派遣するサービス」です。また、手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する試験への合格と登録に基づく「手話通訳士」と、都道府県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 意思疎通支援事業の見込みは以下の表のとおりです。「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は、第6期計画期間は利用がありませんでしたが、利用意向があった場合には、適切に利用ができるよう支援していきます。
- 北海道や関係団体、ボランティアの協力を得ながら、提供体制の確保に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数 (件)	1	1	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置見込み 者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

7 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

日常生活用具の給付等の事業内容は表のとおりです。

●事業内容

事業名	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある方の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	障がい者が自宅でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合には、日常生活用具の住宅改修費として給付されます。(上限額あり)

【見込みおよび取り組みの方向】

- 排泄管理支援用具の利用は、今後も高いニーズがあることを見込みます。また、他の支援用具についても周知による利用者の増加を図ります。
- 障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

●サービスの利用実績および見込み（年間）

サービス名	単位	第6期計画				第7期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
①介護訓練支援用具	件	1	1	1	0	1	1	1
②自立生活支援用具	件	2	2	0	0	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件	1	1	1	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	1	1	0	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	190	190	178	190	190	190	190
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	0	0	1	1	1

8 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 手話を学びたい町民への学習機会を確保するため、必要に応じてこの事業の活用を検討していきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
登録見込み者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

9 移動支援事業

【サービスの内容】

移動支援事業は、「自立支援給付の訪問サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定しています。

●事業内容

事業名	事業内容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。
グループ支援型	複数の障がい者への同時支援。 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎。公共施設等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 移動支援事業の見込みは以下の表のとおりです。第6期計画期間は利用がありませんでしたが、利用意向があった場合には、適切に利用ができるよう支援していきます。

●サービスの利用実績および見込み（年間）

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実利用者(人)	1	1	0	0	1	1	1
延べ利用時間数(時間)	24	24	0	0	24	24	24

10 地域活動支援センター事業

【サービスの内容】

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

●事業内容

事業名		事業内容
機能強化事業	I型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる理解啓発等を行う。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
	II型	雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
	III型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業。
基礎的事業		利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供する。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 町外の地域活動支援センターが利用されており、第7期計画期間中も、そうした利用があるものと見込みます。
- 障がい者の日中活動の場として、町内における地域活動支援センターの設置を検討していきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第6期計画				第7期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
実施箇所数(箇所)	1	1	1	0	1	1	1
実利用者数(人)	3	3	3	0	1	1	1

第4編 第3期障がい児福祉計画

第1章 基本目標

第3期障がい児福祉計画においては、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

1 地域ぐるみの療育・発達支援の推進

子どもの障がいや発育・発達上の課題について、保護者の「気づき」の段階から、適切な時期に専門的な支援へつながるよう、保健、福祉、医療、保育・教育の各部門が連携し、一人ひとりの状況に応じた療育・発達支援を推進していきます。

2 重度障がい児支援の強化

重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉症児など、重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう、地域での支援体制の強化を図ります。

3 保護者支援の強化

障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、保護者支援機能を強化していきます。

第2章 成果目標

第3期障がい児福祉計画の計画終了年度である令和8年度（2026年度）において、以下の成果目標を掲げ、その達成にむけた施策を推進します。

1 児童発達支援センターの設置

〔第2期計画の推進状況〕

「児童発達支援センター」は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

国は、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げており、

本町は、初山別村とともに、羽幌町所在の「留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろ」の運営に協力しています。

〔第3期計画の目標〕

国は、改めて、「令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げています。

本町では、引き続き、圏域で確保していきます。

2 保育所等訪問支援を活用した重層的な地域支援体制の構築

〔第2期計画の推進状況〕

「保育所等訪問支援」は、障がい児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障がい特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、「令和5年度末までに、すべての市町村において利用できる体制を構築すること」を目標に掲げていました。「留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろ」により、保育所等訪問支援を実施することは可能ですが、現在のところ、未実施です。

〔第3期計画の目標〕

国は、改めて、「各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること」を目標に掲げています。

今後も、保育所等訪問支援だけでなく、「障がい児（者）地域療育等支援事業」など他事業を活用することも含め、保育所等に通園する障がい児への必要な専門支援を進めていきます。

3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

〔第2期計画の推進状況〕

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保」について、国は、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げていましたが、達成できていません。

〔第3期計画の目標〕

国は、改めて、「令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げています。

「留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろ」に重症心身障がい児が通所することとなった場合は、羽幌町、初山別村と協議し、看護師の配置など、必要な体制づくりに努めます。

4 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

〔第2期計画の推進状況〕

「重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保」について、国は、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げていました。

放課後等デイサービスを実施する、「留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろ」、「放課後等デイサービス事業所いちえ」、「放課後等デイサービスここ&(ココアンド)」には、看護師は常置しておらず、達成できていません。

〔第3期計画の目標〕

国は、改めて、「令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げています。

圏域での提供に向け、関係市町村で連携し、放課後等デイサービス事業所での看護師の配置を促進します。

5 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

〔第2期計画の推進状況〕

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU(新生児集中治療室)などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には、保護者の負担軽減や後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要です。

国は、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げていますが、未達成です。

〔第3期計画の目標〕

国は、改めて、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げています。

町や圏域の保健師等が医療的ケア児コーディネーター資格を取得するなど、医療的ケア児への適切な相談支援体制づくりに努めます。

6 医療的ケア児支援の協議の場の設置

〔第2期計画の推進状況〕

国は、「令和5年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場を各都道府県、各圏域、各市町村に設置すること」を目標に掲げていますが、未達成です。

〔第3期計画の目標〕

国は、改めて、「令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げています。

圏域市町村と連携し、医療的ケア児支援の協議の場の設置を進めていきます。

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい児福祉計画のサービスメニュー

障がい児が健やかに成長できるよう、児童福祉法に基づく障がい児通所支援と障がい児相談支援を提供します。

なお、障害者総合支援法によるサービスについては、「障がい福祉計画」に障がい児分を含んでいます。

●障がい児福祉計画のサービスメニュー

1	障がい児通所支援
(1)	児童発達支援
①	児童発達支援事業
②	医療型児童発達支援
③	居宅訪問型児童発達支援
(2)	放課後等デイサービス
(3)	保育所等訪問支援
2	障がい児相談支援

第2節 障がい児通所支援の見込み

1 児童発達支援

【サービスの内容】

児童発達支援は、「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童」を対象に、「日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービス」です。

医療型児童発達支援は、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。

居宅訪問型児童発達支援は、「重症心身障がい児などの重度の障がい児で、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービス」です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 児童発達支援の見込みは以下の表のとおりです。「留萌中部地域子ども発達支援センターにじいろ」において、羽幌町、初山別村と協力しながら、提供体制の確保を図ります。

- 町内や羽幌町内の放課後等デイサービス事業所において、就学前児童を受け入れる児童発達支援事業の実施を促進していきます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第2期計画				第3期計画		
		3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
児童発達支援事業	利用者数(人)	5	6	3	6	7	5	5
	利用量(人日/月)	35	40	10	13	38	25	25
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

2 放課後等デイサービス

【サービスの内容】

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、「授業の終了後又は休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス」です。

【事業量の見込みおよび確保策】

- 放課後等デイサービスの見込みは以下の表のとおりです。町内での事業所の開設により、今後も利用が拡大するものと見込みます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第2期計画				第3期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	13	14	11	21	30	36	37
利用量(人日/月)	162	172	44	173	559	628	646

3 保育所等訪問支援

【サービスの内容】

保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。

【事業量の見込みおよび確保策】

- 保育所等訪問支援は、第3期計画期間中は、利用がないものと見込みます。
- 当該事業の提供体制の確保を広域市町村とともに働きかけていきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第2期計画				第3期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

第3節 障がい児相談支援の見込み

【サービスの内容】

通所サービス等を利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。

【事業量の見込みおよび確保策】

- 障がい児相談支援の見込みは以下の表のとおりです。
- 広域で相談支援専門員の育成等に努め、障がい児と保護者への支援の充実を図っていきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第2期計画				第3期計画		
	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	3年度 (2021) 実績値	4年度 (2022) 実績値	6年度 (2024) 計画値	7年度 (2025) 計画値	8年度 (2026) 計画値
利用者数(人)	18	20	20	30	33	37	38

苫前町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 : 苫前町

編集 : 苫前町保健福祉課

住所 : 〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭 37 番地の1

電話 : 0164-64-2215

F A X : 0164-64-2074